

2022春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	JR総連
方 針 決 定 日	2022年1月28日
要 求 提 出 日	2月中
回 答 指 定 日	連合方針を踏まえ各単組毎に回答日を指定

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
<p>2022JR総連春闘は、長引くコロナ禍の影響により2021春闘にも増して厳しいたたかいとなることが予想されますが、「2つのスローガン」と「7つのたたかいの柱」を掲げ、各単組と緻密に連携して情報の共有化をはかりながら統一闘争でたたかいます。また、2022JR総連春闘をたたかうなかで、組織の強化・拡大をめざし、連合が示す2%程度の賃上げ実現の方針を踏まえ、統一ベア要求を掲げて積極的な賃金引き上げをめざすとともに、定期昇給の完全実施にこだわって、雇用確保と労働諸条件の改善をちとるためにたたかいます。同時にJRグループにおける非正規労働者を含めたすべての労働者の雇用確保と格差是正、待遇改善をはかるために、JR総連・地協・単組・労連の連携した取り組みを強化することとします。そのためにも、労働組合の分断・破壊を許さず、JR総連の旗の下にすべての力を結集し、統一要求・統一闘争でたたかい抜くこととします。</p>	
(2) 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
(3) 賃上げ要求	
■ 月例賃金	
<ul style="list-style-type: none"> ○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 ○規模間格差の是正(中小賃上げ要求) ○雇用形態間格差の是正 <ul style="list-style-type: none"> ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR各単組をはじめ定昇(賃金カーブ維持分)の算定が可能な組合 <ul style="list-style-type: none"> ア 定昇(賃金カーブ維持分)を確保します。 イ 消費税増税や社会保障費の負担増はもとより、生活維持・改善分として「〇, 〇〇〇円」を統一ベア要求とします。 ウ 格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定します。 ・定昇(賃金カーブ維持分)の算定が困難な組合 <ul style="list-style-type: none"> ア 「〇〇, 〇〇〇円」(定昇・賃金カーブ維持分を含む)とします。 イ 格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定します。
■ 男女間賃金格差の是正 <ul style="list-style-type: none"> ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当 	連合方針に基づき取り組みます。
■ 初任給等の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結 	人材確保の観点からも初任給引き上げに取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳高卒初任給の参考目標値(連合)・・・177,000円
■ 一時金 <ul style="list-style-type: none"> ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応 	各単組の実情に合わせて設定します。

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

■長時間労働の是正	「安全・健康・ゆとり」ある労働環境を実現し、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底をはかる観点から、不払い残業の撲滅など労働時間管理の適正化と36協定の遵守、労働時間短縮、年休・休日労働の改善、割増率の引き上げに取り組みます。
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	連合方針に基づき取り組みます。
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	連合方針に基づき取り組みます。
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	高齢者雇用の改善の取り組みを進めます。 ア 65歳までの雇用が確実に継続する制度となるよう取り組みます。 イ 55歳以上の在職条件の改善をめざします。 ウ 労働災害防止の観点から、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の整備・改善に取り組みます。
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備 など	

(5) ジェンダー平等・多様性の推進

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	連合方針に基づき取り組みます。
---	-----------------

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

--	--